

2025年12月8日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 メ タ プ ラ ネ ッ ツ
代表者名	代表取締役社長 サイモン・グロヴィッチ (スタンダードコード: 3350)
問 合 せ 先	I R 部 長 中 川 美 貴
電 話 番 号	03-6772-3696

**第20回乃至第22回新株予約権の取得及び消却の完了並びに
第三者割当による第23回及び第24回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）
(リファイナンス)の発行に係る払込完了に関するお知らせ**

当社は、2025年11月20日開催の当社取締役会において決議しました、(1)2025年6月23日に発行した第20回乃至第22回新株予約権（以下、それぞれを「第20回新株予約権」、「第21回新株予約権」及び「第22回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本既存新株予約権」といいます。）のうち2025年12月8日時点で残存する全部の取得及び消却、並びに、(2)EVO FUND（ケイマン諸島、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チズム）（以下「割当先」といいます。）を割当先とする第三者割当による第23回及び第24回新株予約権（以下、それぞれを「第23回新株予約権」及び「第24回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、この度、2025年12月8日に本既存新株予約権の取得及び消却の完了並びに本新株予約権の発行価額の総額（38,850,000円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本既存新株予約権の取得及び消却並びに本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2025年11月20日公表の「第20回乃至第22回新株予約権の取得及び消却並びに第三者割当による第23回及び第24回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）(リファイナンス)の発行及び新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

＜本既存新株予約権の取得消却の内容＞

① 第20回新株予約権の取得消却の内容

(1) 銘柄	株式会社メタプラネット第20回新株予約権
(2) 取得日	2025年12月8日
(3) 取得個数・金額	第20回新株予約権 284,400 個 1個につき金 114円 (総額 32,421,600円)
(4) 取得資金	自己資金
(5) 消却日	2025年12月8日
(6) 消却後の残存新株予約権数	0個

② 第21回新株予約権の取得消却の内容

(1) 銘柄	株式会社メタプラネット第21回新株予約権
(2) 取得日	2025年12月8日
(3) 取得個数・金額	第21回新株予約権 1,850,000 個 1個につき金 99円 (総額 183,150,000円)
(4) 取得資金	自己資金
(5) 消却日	2025年12月8日

(6) 消却後の残存新株予約権数	0個
------------------	----

③ 第22回新株予約権の取得消却の内容

(1) 銘柄	株式会社メタプラネット第 22 回新株予約権
(2) 取得日	2025 年 12 月 8 日
(3) 取得個数・金額	第 22 回新株予約権 1,850,000 個 1 個につき金 89 円 (総額 164,650,000 円)
(4) 取得資金	自己資金
(5) 消却日	2025 年 12 月 8 日
(6) 消却後の残存新株予約権数	0個

<本新株予約権発行の概要>

(1) 割当日	2025 年 12 月 8 日
(2) 発行新株予約権数	2,100,000 個 (新株予約権 1 個につき普通株式 100 株) 第 23 回新株予約権 1,050,000 個 第 24 回新株予約権 1,050,000 個
(3) 発行価額	総額 38,850,000 円 (第 23 回新株予約権 1 個当たり 23 円、第 24 回新株予約権 1 個当たり 14 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	普通株式 210,000,000 株 (新株予約権 1 個につき 100 株) 上限行使価額はありません。 下限行使価額は第 23 回新株予約権について 637 円、第 24 回新株予約権について 777 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 210,000,000 株であります。
(5) 調達資金の額	147,924,850,000 円 (注)
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は、第 23 回新株予約権について 637 円、第 24 回新株予約権について 777 円とします。 各本新株予約権の行使価額は、2026 年 1 月 6 日に初回の修正がされ、以後 1 取引日 (株式会社東京証券取引所 (以下「取引所」といいます。) において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。) が経過する毎に修正されます (以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。)。かかる修正条項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、当該修正日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値 (但し、当該金額が、上記「(4)当該発行による潜在株式数」記載の下限行使価額を下回る場合は下限行使価額とします。) に修正されます。但し、当該修正日の直前取引日において終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行いません。なお、修正日の直前取引日において各本新株予約権の発行要項第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該修正日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整されます。但し、当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日 (当日を含みます。) から当該株主確定日等 (当日を含みます。) までの、株式会社証券保管振替機構の手続上の理由により本新株予約権の行使ができない期間 (以下「株主確定期間」といいます。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とします。) 及び当該株主確定期間の末日の

	1 取引日後においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の 2 取引日後（当日を含みます。）の日とし、当該日以降、1 取引日が経過する毎に、各本新株予約権の発行要項第 10 項第(1)号に準じて行使価額は修正されます。
(7) 募集又は割当て方法 (割当先)	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を割当先に割り当てます。
(8) 権利行使期間	本新株予約権の行使期間は、いずれも 2026 年 1 月 5 日から 2027 年 12 月 8 日までです。
(9) その他	当社は、2025 年 11 月 20 日付で、割当先との間で、割当先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること等を規定する本新株予約権の買取契約を締結しております。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合並びに当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動します。

以 上